

PCB特措法についてのお問い合わせ窓口

都 道 府 県			
北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	011-204-5192
青森県	環境生活部	環境保全課	017-734-9584
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	019-629-5366
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	022-211-2463
秋田県	生活環境部	環境整備課	018-860-1624
山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課	023-630-2236
福島県	生活環境部	産業廃棄物課	024-521-7264
茨城県	県民生活環境部	廃棄物規制課	029-301-3027
栃木県	環境森林部	資源循環推進課	028-623-3098
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	027-226-2824
埼玉県	環境部	産業廃棄物指導課	048-830-3148
千葉県	環境生活部	廃棄物指導課	043-223-2757
東京都	環境局資源循環推進部	産業廃棄物対策課	03-5388-3573
神奈川県	環境農政局環境部	資源循環推進課	045-210-4151
新潟県	環境局	資源循環推進課	025-280-5161
富山県	生活環境文化部	環境政策課	076-444-9618
石川県	生活環境部	資源循環推進課	076-225-1474
福井県	安全環境部	循環社会推進課	0776-20-0318
山梨県	環境・エネルギー部	環境整備課	055-223-1518
長野県	環境部	資源循環推進課	026-235-7165
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	058-272-8217
静岡県	くらし・環境部環境局	廃棄物リサイクル課	054-221-2424
愛知県	環境局	資源循環推進課廃棄物監視指導室	052-954-6236
三重県	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物・リサイクル課	059-224-2475
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	077-528-3474
京都府	府民環境部	循環型社会推進課	075-414-4717
大阪府	環境農林水産部	循環型社会推進産業廃棄物指導課	06-6210-9583
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課	078-362-3281
奈良県	水循環・森林・景観環境部	廃棄物対策課	0742-27-8747
和歌山県	環境生活部環境政策局	循環型社会推進課	073-441-2692
鳥取県	生活環境部	循環型社会推進課	0857-26-7684
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	0852-22-5261
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	086-226-7308
広島県	環境県民局	産業廃棄物対策課	082-513-2963
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
徳島県	危機管理環境部	環境指導課	088-621-2266
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	087-832-3229
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	089-912-2358
高知県	林業振興・環境部	環境対策課	088-821-4523
福岡県	環境部	廃棄物対策課	092-643-3363
佐賀県	県民環境部	循環型社会推進課	0952-25-7108
長崎県	県民生活環境部	資源循環推進課	095-895-2375
熊本県	環境生活部環境局	循環社会推進課	096-333-2278
大分県	生活環境部	循環社会推進課	097-506-3127
宮崎県	環境森林部	循環社会推進課	0985-26-7083
鹿児島県	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2596
沖縄県	環境部	環境整備課	098-866-2231

政令で定める市			
旭川市	環境部	環境指導課	0166-25-6369
札幌市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	011-211-2927
函館市	環境部	環境対策課	0138-51-0740
青森市	環境部	廃棄物対策課	017-718-1086
八戸市	環境部	環境保全課	0178-51-6195
盛岡市	環境部	廃棄物対策課	019-626-7573
仙台市	環境局廃棄物事業部	事業ごみ減量課	022-214-8235
秋田市	環境部	廃棄物対策課	018-888-5713
山形市	環境部	廃棄物指導課	023-641-1212 (内線870)
郡山市	環境部	3 R推進課	024-924-3171
いわき市	生活環境部	廃棄物対策課	0246-22-7604
福島市	環境部	廃棄物対策課	024-529-5266
水戸市	生活環境部	廃棄物対策課	029-291-6917
宇都宮市	環境部	廃棄物対策課	028-632-2929
前橋市	環境部	廃棄物対策課	027-898-5840
高崎市	環境部	産業廃棄物対策課	027-321-1325
さいたま市	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	048-829-1607

電気事業法についてのお問い合わせ窓口

事業所所在地	窓 口	
北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	011-709-1725
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課	022-221-4947
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡。	関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0387
愛知県、長野県、岐阜県（北陸産業保安監督署及び近畿支部の管轄区域を除く。）、三重県（近畿支部の管轄区域を除く。）、静岡県（関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。）、	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中部を除く。）、岐阜県（飛騨市（平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	076-432-5580
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中部、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	06-6966-6048
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町	中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742
徳島県、高知県、香川県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、愛媛県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	087-811-8587
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
沖縄県	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	098-866-6474

このパンフレットの内容に関する問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室） 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-6457-9096 FAX 03-3593-8264

■ 環境省地方環境事務所 お問い合わせ窓口

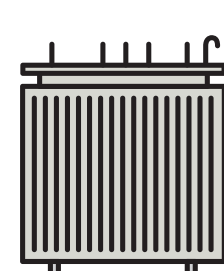
北海道地方環境事務所	資源循環課	011-299-3738	中国四国地方環境事務所	資源循環課	086-223-1584
東北地方環境事務所	資源循環課	022-722-2871	中国四国地方環境事務所・四国事務所	資源循環課	087-811-7240
関東地方環境事務所	資源循環課	048-600-0814	九州地方環境事務所	資源循環課	096-322-2410
中部地方環境事務所	資源循環課	052-955-2132	九州地方環境事務所・福岡事務所	資源循環課	092-437-8851
近畿地方環境事務所	資源循環課	06-6881-6502			

！調べて適切に処分！ 低濃度PCB廃棄物

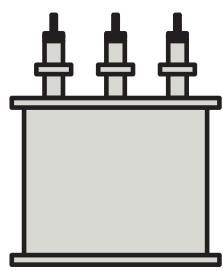
倉庫や古い電気機器に低濃度PCBが潜んでいるかもしれません。
PCB廃棄物は処分期限までに処分が必要です。

いますぐ調査をお願いいたします。

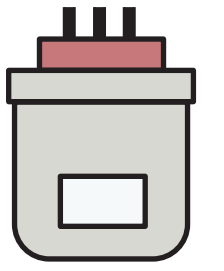
＼ 低濃度PCB廃棄物の例 /



変圧器



コンデンサー



低圧コンデンサー

まずは、現在お使いの古い電気機器を
ご確認ください！



低濃度PCB廃棄物の処分期限

令和9年(2027年) 3月31日まで

今すぐ
チェック!

探しています!こんな電気機器!!

製造後30年以上経過した古い電気機器の絶縁油は、PCBに汚染されている可能性があります。処分期限までに適切な処分が必要です。

自家用電気工作物

電気事業法では、該当する12種類の電気工作物（変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブル）を告示で定めています。以下にOFケーブルを除く電気工作物の外観の例を示します。



変圧器



電力用コンデンサー



計器用変成器



リアクトル



放電コイル



電圧調整器



整流器



開閉器



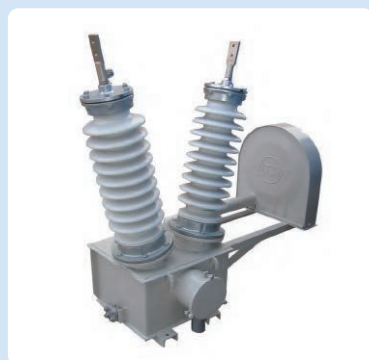
遮断器



中性点抵抗器



避雷器
(サージアブソーバー)



非自家用電気工作物（低圧コンデンサー）

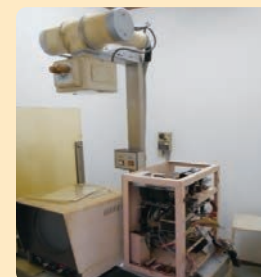
電気事業法の自家用電気工作物に該当しないいわゆる「非自家用電気工作物」には、X線発生装置、X線検査装置、電気溶接機、エレベーターやエスカレーター等の昇降機等を駆動するために高電圧発生装置として組み込まれた低圧コンデンサーがあります。他にも、200～600Vの低圧で受電する施設の分電盤に取り付けられた力率改善のための低圧コンデンサーや、工作機械、揚水ポンプ、乾燥機等に用いられるモーターの起動用の低圧コンデンサーがあります。



X線発生装置



X線検査装置



電気溶接機



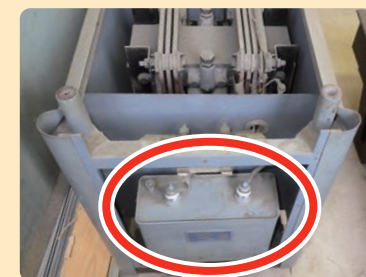
電気溶接機



電気溶接機の側面に取り付けられた
低圧コンデンサー



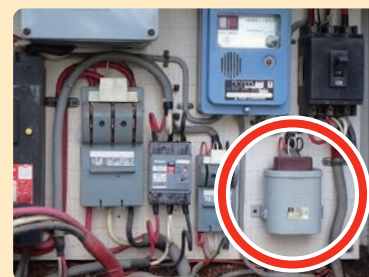
電気溶接機の側面に取り付けられた
低圧コンデンサー



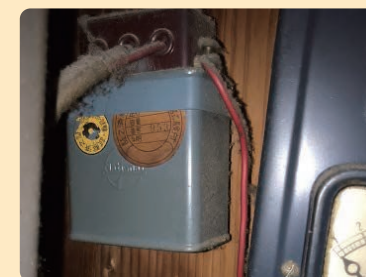
電気溶接機の内部に取り付けられた
低圧コンデンサー



低圧分電盤内の
低圧コンデンサー



配電盤に設置された
低圧コンデンサー



キュービクル内に残置された
廃コンデンサー



単相モーターに取り付けられた
低圧コンデンサー



コンプレッサーに取り付けられた
低圧コンデンサー



可変周波数電源装置に
取り付けられた低圧コンデンサー

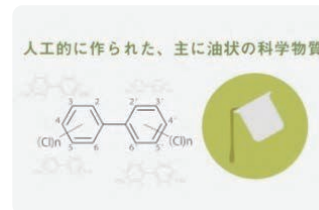


PCBに汚染された電気機器の危険性

PCBってなに？

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル) の略称です。

人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。



POINT!

国内メーカーが平成2年頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があります。身近な電気機器や汚泥などがPCB汚染されていないか、調査することが求められています。

低濃度PCB廃棄物とは？

平成初期に製造された古い電気機器の絶縁油は、PCBにより汚染されている可能性があります。

こうした機器のうちPCB濃度が0.5mg/kg(=ppm)を超え5,000mg/kg以下のものは低濃度PCBにより汚染された機器に該当します。

POINT!

「絶縁油」といっても、油そのものだけでなく、その油を染み込ませた「紙」であったりと、その形状はさまざまです。



PCB汚染の可能性がある電気機器

PCB汚染の可能性がある電気機器には、自家用電気工作物の変圧器や電力用コンデンサー等の他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属又は内蔵する低圧コンデンサーがあります。



- X線照射装置
- 電力用コンデンサー
- 電気溶接機
- 自家用電気工作物の変圧器
- 昇降機
- 分電盤
- モーターなどに付属または内蔵する低圧コンデンサー

低濃度PCB廃棄物は
令和9年(2027年)3月31日
までに処分しなければなりません。

施設内の古い電気設備や倉庫等を総点検し、
該当電気機器がないか確認してください。

判別方法

出荷時点においてPCB汚染の可能性がある電気機器の製造時期は次のとおりです。まず電気機器の銘板情報等から製造年を確認し、メーカーに問い合わせるか、採油可能な機器は採油してPCB濃度を測定してください。



変圧器等(絶縁油採取可能機器)

…平成5年(1993年)以前

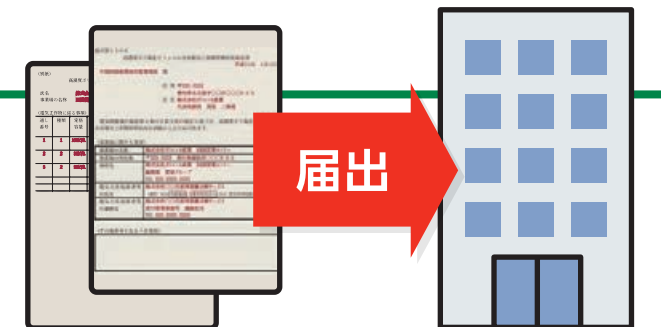


コンデンサー(絶縁油封じ切り機器)

…平成2年(1990年)以前

届出

将来的に廃棄される予定の低濃度PCB廃棄物も含め、PCB特措法に従って管轄の自治体に届出をお願いします。
なお、使用中の自家用電気工作物がPCBに汚染されたものであった場合は、電気事業法の電気関係報告規則に従って管轄の経済産業省 産業保安監督部に届出をしてください。



PCBによる健康被害

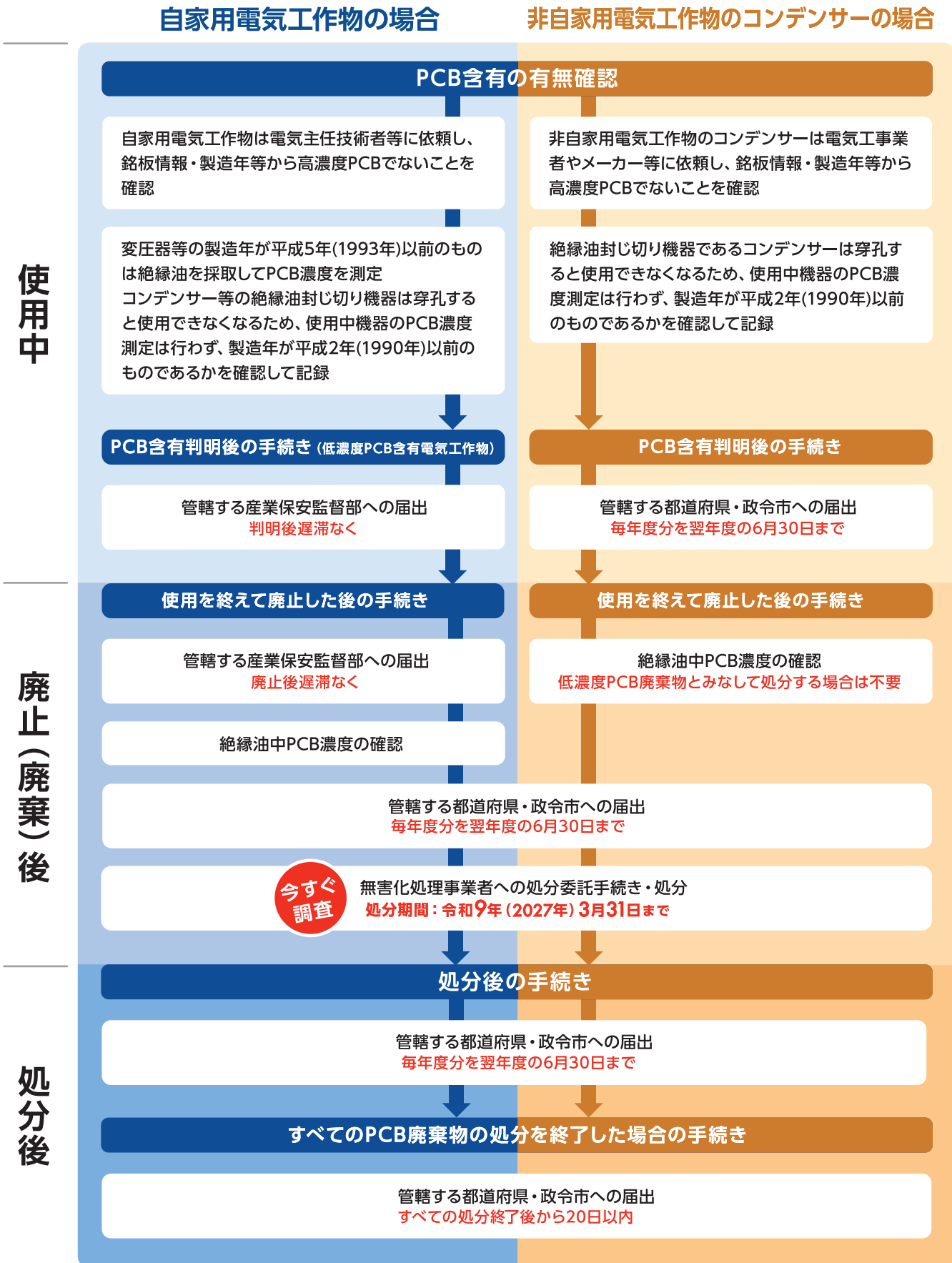
PCBは脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取り上げられる契機となったのは、昭和43年(1968年)のカネミ油症事件です。食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し健康被害を発生させました。カネミ油症は昭和43年10月に西日本を中心として広域にわたって発生したライスオイル(米ぬか油)による食中毒事件で、症状としては吹き出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多岐に渡ります。

カネミ油症事件の症状

全身倦怠感
しびれ感
食欲不振
吹き出物
色素沈着
目やに

低濃度PCB廃棄物等の調査から処分までの手順



調査方法

自家用電気工作物

- 自家用電気工作物の高圧受電設備は、6,600V以上の電気を工場やビル等の事業場内に引き込んで受電し、各種設備に配電するために100Vから200V等の低圧に変換する機器です。
- 高圧受電設備は通常、**キュービクル**と呼ばれる金属箱の中に**変圧器、遮断器、コンデンサー**等とともに設置されています。
- 使用中の電気機器の確認では感電するおそれがあるため、**必ず電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者等に依頼し**、定期点検などの機会をとらえて調査するようにしてください。

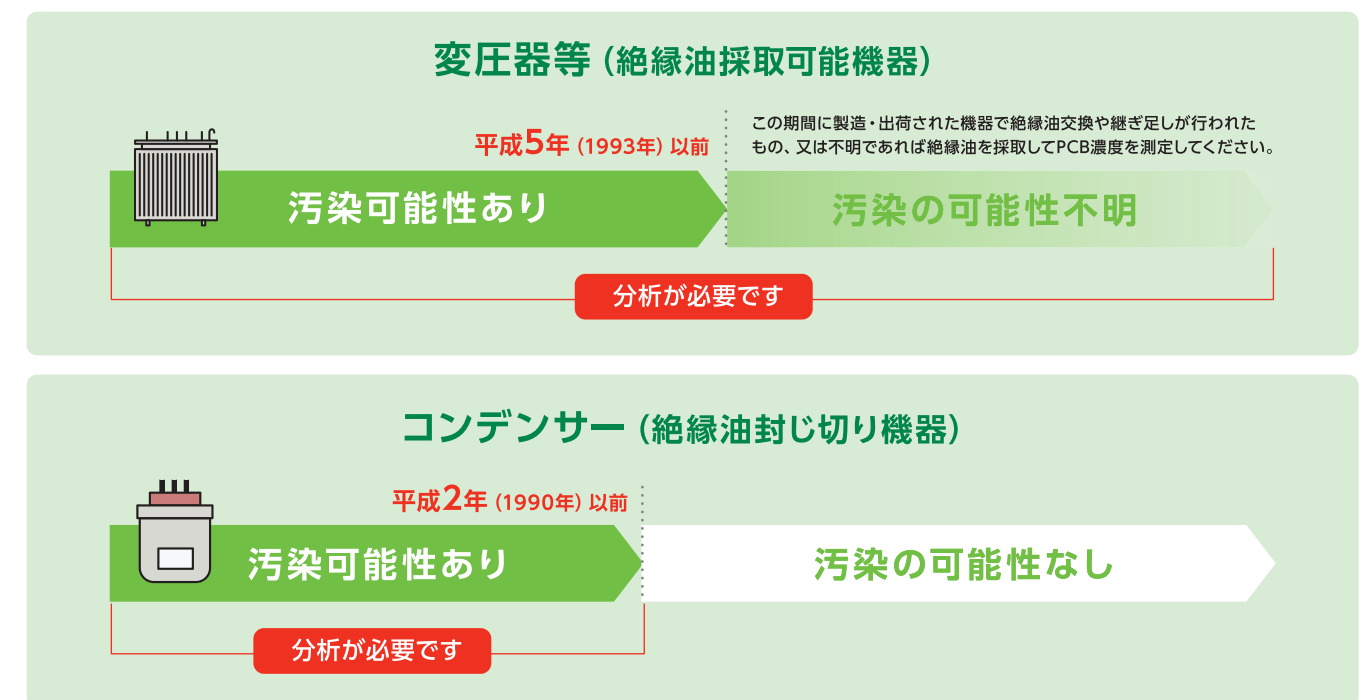


非自家用電気工作物（低圧コンデンサー）

- 低圧受電する設備の分電盤内のコンデンサーや溶接機等に内蔵されたコンデンサー等の自家用電気工作物以外の機器は、自らメーカー等に確認するか、電気工事業者等に依頼して行ってください。



低濃度PCB該当性判断方法

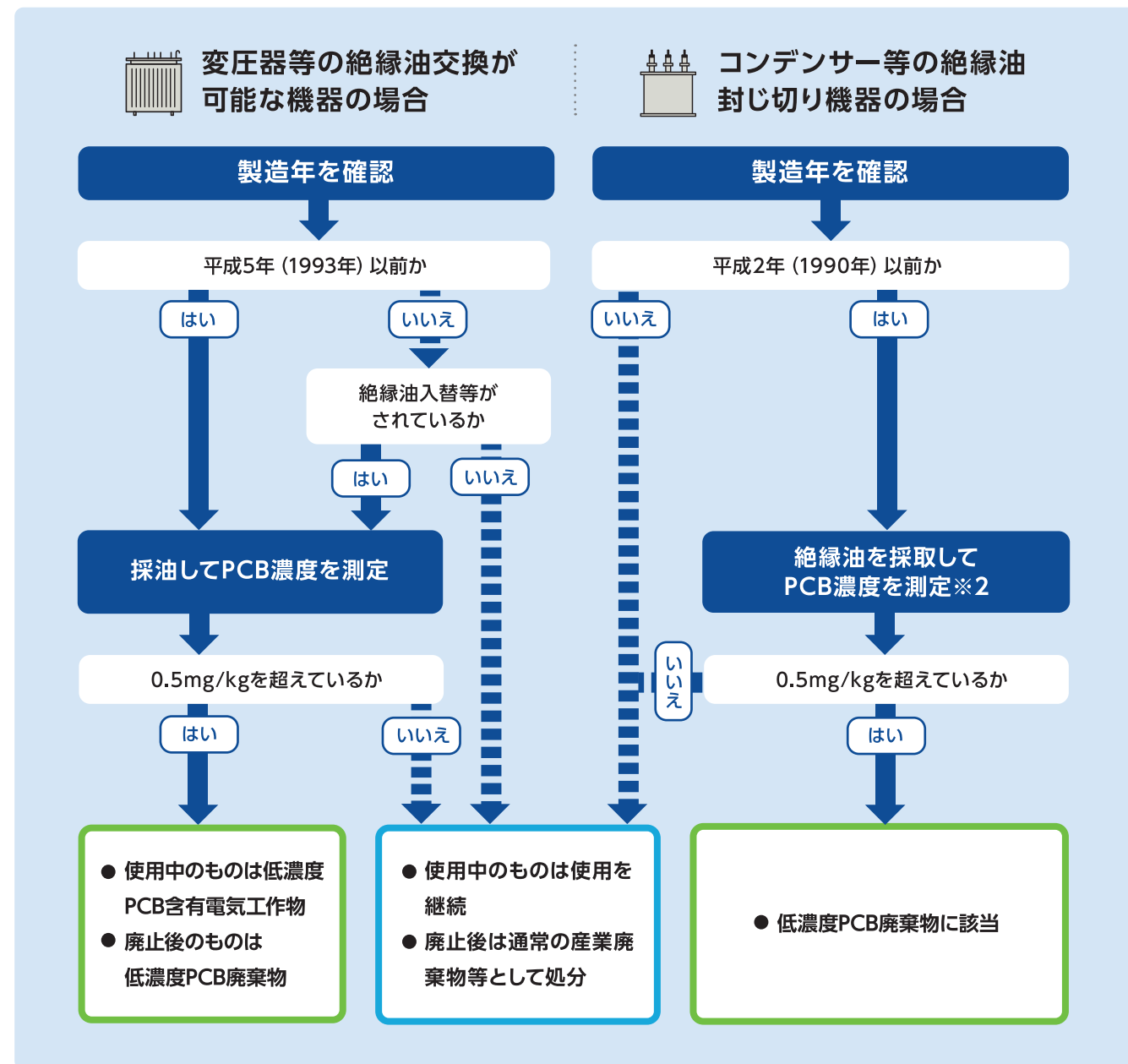


調査手順

自家用電気工作物

- 1 高圧受電設備の設備台帳に記載された電気機器と現物を照合しながら、機器名称、製造者名、型式、容量、製造年等について記載漏れや誤記がないか確認する。
- 2 配電図をたどり、受電設備内の機器以外に電力用コンデンサーやリアクトル、遮断器等が設置されていないか確認する（※1）。
- 3 台帳に記されていないものがあれば、銘板情報を確認して、機器名称、製造者名、型式、容量、製造年を記載する。

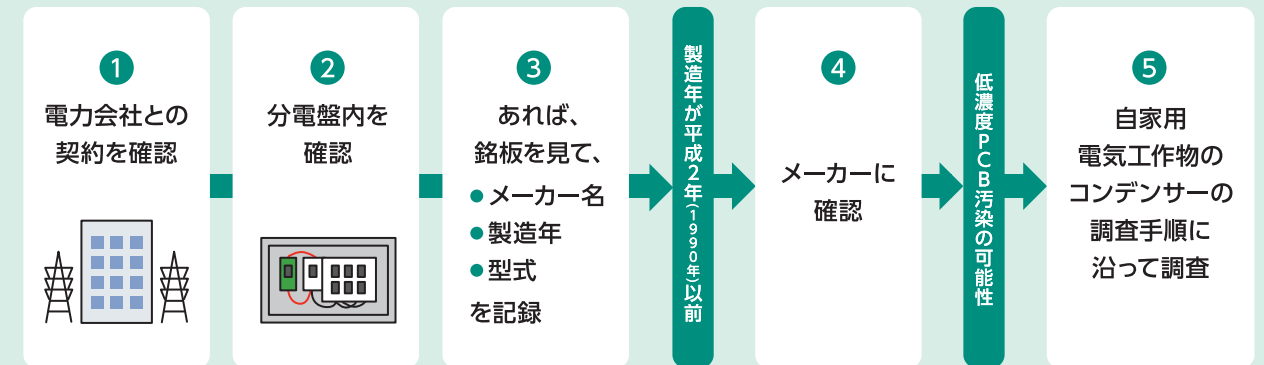
※1 使用中の電気機器の確認では感電のおそれがあるため必ず停電してから実施すること。



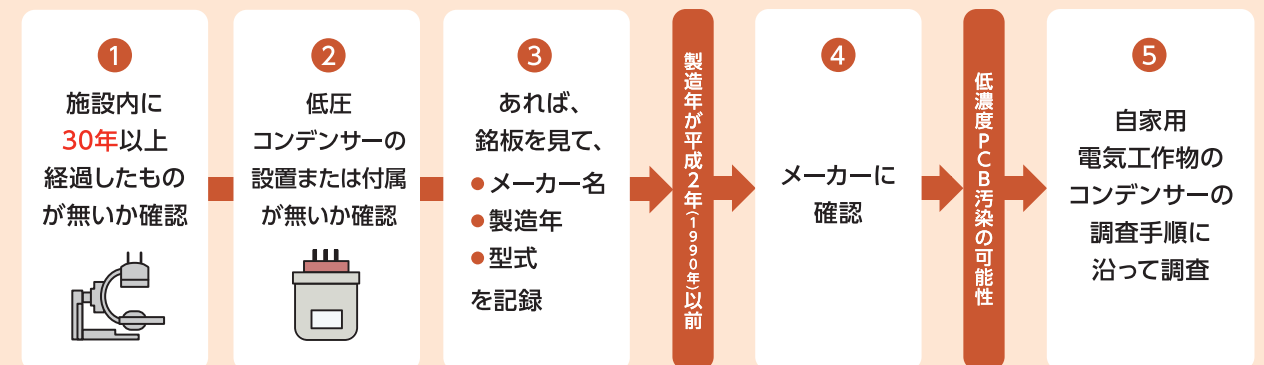
※2 使用中のものについては、PCB汚染の疑いありとして記録し、廃止後に分析を実施してください。もしくは低濃度PCB廃棄物とみなして処分することも可能ですが、その場合も届出は必要です。

非自家用電気工作物（低圧コンデンサーの場合）

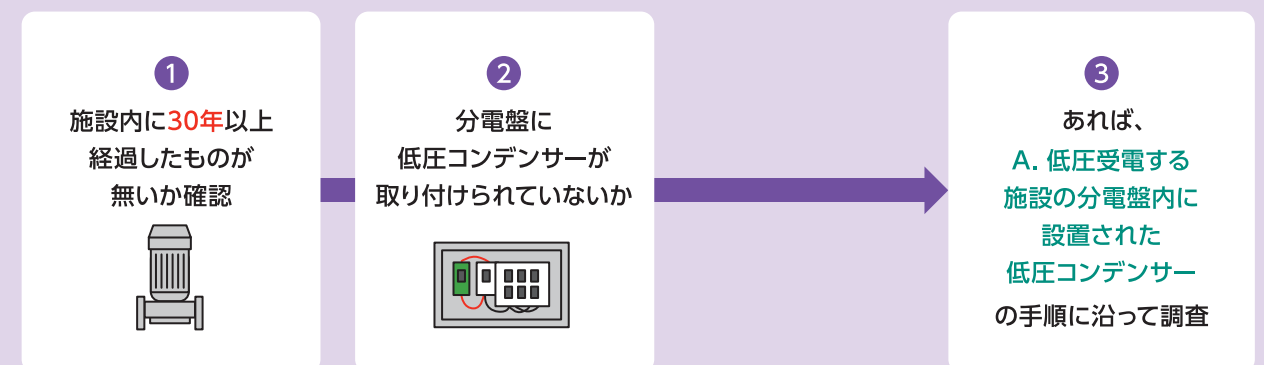
A. 低圧受電する施設の分電盤内に設置された低圧コンデンサー



B. X線装置、電気溶接機、昇降機等に組み込まれた低圧コンデンサー



C. 揚水ポンプ、乾燥機、業務用冷凍機等の分電盤や壁面に設置された低圧コンデンサー

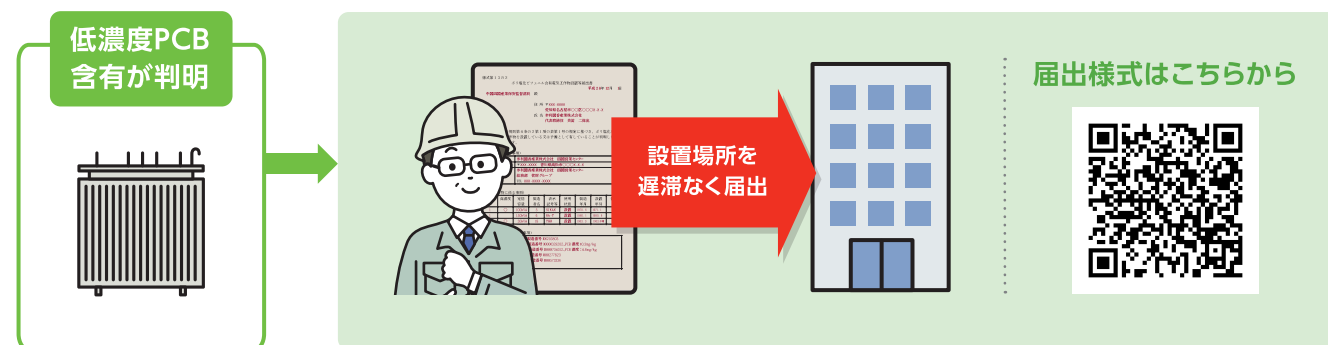


調査後の手続き

1. 必要な届出

(1) 使用中の電気機器の場合

- 使用中の電気機器が低濃度PCB含有電気工作物に該当することが判明した場合は、**電気事業法の電気関係報告規則に従い、電気機器を設置している場所を管轄する産業保安監督部に遅滞なく届出をすることが必要です。**
- 設置者の氏名や住所の変更、事業場の名称、所在地の変更時、廃止時、事故等が発生した場合も同様に届出が必要です。
- 使用中の非自家用電気工作物についても、分析によりPCBを含有することが判明した場合や、使用を終えて廃止した後に低濃度PCB廃棄物とみなして無害化処理することが予定されている場合は、すみやかに以下の(2)の届出をしてください。



(2) 保管中・廃棄物の場合

- 使用を終えて廃止した低濃度PCB含有電気工作物は、低濃度PCB廃棄物になります。**廃棄物処理法の保管基準に準じて適正に保管し、年度末までに発生したもの（保管中のものも含む）及び処分したものの状況を、翌年度の6月末までに保管場所を管轄する自治体（都道府県又は政令市）に届出をすることが必要です。**



**POINT!**

PCBの含有が判明した以降の届出方法は、自家用電気工作物と非自家用電気工作物で異なります。ご注意ください。

適正処理の方法

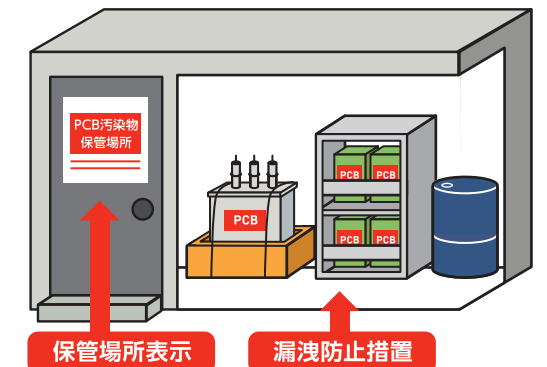
2. 適正処理

(1) 保管

低濃度PCB廃棄物は以下の廃棄物処理法施行規則第8条の13で規定する保管基準に従って処分するまで適正に保管する必要があります。

- 周囲に囲いがあること
- 見やすい箇所に掲示板を設けること
- 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止する措置を講じること
- 他のものが混入しないように仕切りを設けるなどの措置を講ずること
- 容器に入れ密封するなど揮発防止のために必要な措置を講ずること
- 高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- 腐食の防止のために必要な措置を講ずること
- 管事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと

※PCB廃棄物専用の屋内保管が望ましい



(2) 収集運搬の委託

無害化処理施設への運搬は都道府県又は政令市の許可を得た収集運搬業者に委託して行います。なお、無害化処理認定事業者には収集運搬と処分を同時に行うところもあります。

(3) 無害化処理事業者への処理委託

低濃度PCB廃棄物は環境大臣の認定を受けた無害化処理認定業者又は都道府県・政令市の長の許可を得た民間の処理業者に委託して処理します。無害化処理を行う事業者は右記のサイトで紹介されています。

無害化処理事業者によっては低濃度PCB廃棄物のうち廃電気機器の処理ができないところもあるのでご注意ください。

無害化処理を行う事業者



今すぐ調査

低濃度PCB廃棄物の処分期間：

令和9年(2027年)3月31日まで

PCB特措法に関するお問い合わせ先は
環境省ウェブサイトからご確認ください。

低濃度PCB廃棄物
早期処理情報サイト



ポリ塩化ビフェニル (PCB)
早期処理情報サイト

